

改定後	改定前
<p>しんきんカード法人会員規約 (コーポレートカード用・会社一括方式) (略)</p> <p>第12条(カード利用の断りおよび一時停止、会員資格および使用者資格の取消等) (略)</p> <p>(11) 当社または当社の委託先・派遣元等の従業員に対して次の(イ)から(ホ)に掲げる行為その他<u>これらに準じる</u>当該従業員の安全や精神衛生等を害するおそれのある行為をした場合(第三者を利用して行った場合を含む) (略)</p> <p>5. 当社は、会員または使用者が前項第9号または、<u>第10号または第11号</u>の事由に該当した場合、会員および使用者の保有する当社が発行する全てのカードについて通知・催告等をせず に会員資格または使用者資格を取消することができるものとし、当社と会員および使用者とのその他の契約についても通知・催告等をせず に解除することができるものとします。 (略)</p>	<p>しんきんカード法人会員規約 (コーポレートカード用・会社一括方式) (略)</p> <p>第12条(カード利用の断りおよび一時停止、会員資格および使用者資格の取消等) (略)</p> <p>(11) 当社または当社の委託先・派遣元等の従業員に対して次の(イ)から(ホ)に掲げる行為その他当該従業員の安全や精神衛生等を害するおそれのある行為をした場合(第三者を利用して行った場合を含む) (略)</p> <p>5. 当社は、会員または使用者が前項第9号または第10号の事由に該当した場合、会員および使用者の保有する当社が発行する全てのカードについて通知・催告等をせず に会員資格または使用者資格を取消することができるものとし、当社と会員および使用者とのその他の契約についても通知・催告等をせず に解除することができるものとします。 (略)</p>
<p>第14条(期限の利益の喪失) (略)</p> <p>(5) 会員または使用者が第12条第4項第9号または、<u>第10号または第11号</u>の事由に該当したことが判明した場合 (略)</p>	<p>第14条(期限の利益の喪失) (略)</p> <p>(5) 会員または使用者が第12条第4項第9号または第10号の事由に該当したことが判明した場合 (略)</p>
<p>個人情報の取扱いに関する同意条項 第1条(個人情報の収集・保有・利用等) (略)</p> <p>2. 使用者等は、当社がクレジット事業、保証事業、融資事業、保険事業その他これらに付随する事業に関する<u>次の目的のために</u>前項の①②③④⑧⑨の個人情報を利用することを同意します。 (略)</p>	<p>個人情報の取扱いに関する同意条項 第1条(個人情報の収集・保有・利用等) (略)</p> <p>2. 使用者等は、当社がクレジット事業、保証事業、融資事業、保険事業その他これらに付随する事業<u>の次の目的のために</u>前項の①②③④⑧⑨の個人情報を利用することを同意します。 (略)</p>